長野県電気機械器具製造業最低工賃品目類似の他都県の最低工賃の状況

令和６年１月 29 日
長野労働局 労働基準部 賃金室

１ 電解コンデンサー

工　程	規　格	金　額
外観選別	バラ状のもので、かつ、直径が 25㎜ 以上で選別事項が５～６項目のもの	１個につき　38 銭

他県の現状

県	発効	品目	工　程	規　格	金　額（県最低賃金）
青森	令和５年５月１日	アルミ電解コンデンサー	目視による完成品外観検査	バラ状で行うもの	１個につき　20.24 銭（898 円）
岩手	令和３年６月１日	電子部品（印刷回路基板に用いるものに限る。）	コンデンサーの外観検査	素地のキズ、汚れ、リード線の曲がりの検査をバラ状で行うもの	１端子につき　８銭（893 円）
群馬	平成 25 年５月 15 日	磁器コンデンサー用部品	素地の外観選別（二次選別済みのもの）	直径が１．６㎜ 未満で、長さが６㎜ 未満、かつ、円筒型のもの	１個につき 0.33 銭（935 円）

2　コイル

工　程	規　格	金　額
からげ （手作業で行うものに限る）	線径が 0.05mm 以上 0.2mm 以下のもので２回以上からげるもの	１個につき　１円 61 銭

他県の現状

県	発効	品目	工　程	規　格	金　額（県最低賃金）
岩手	令和３年６月１日	電子部品（印刷回路基板に用いるものに限る。）	コイルのからげ	線径が 0.05mm 以上 0.2mm 以下の導線を、端子２本にそれぞれ２回以上からげるもの	１個につき　１円 84 銭 （893 円） 948÷893×1.84＝1.9533…
山梨	令和５年４月 22 日	コイル	からげ（１か所につき、４回以内からげて切るものに限る）	線径が 0.3mm 以上 1.2mm 以下のもので２回以上からげるもの	１か所につき 89 銭 （938 円） 948÷938×0.89＝0.8995…

3　プリント基板

工　程	規　格	金　額
差し （手作業で行うものに限る）	リード線が２本のもので、かつ、フォーミング加工されていないもの	１個につき　63 銭

他都県の現状

県	発効	品目	工　程	規　格	金　額（県最低賃金）
茨城	令和４年 11 月１日	プリント基板	コンデンサー、ダイオード等のリード線の基板への差し込み	リード線が２本のもの	１個につき　63 銭 （953 円） 948÷953×63＝62.67…
東京	令和４年 12 月 24 日	プリント基板	部品の差し	２本のリード線について行うもの	１個につき　１円 35 銭 （1,113 円） 948÷1,113×135＝114.99…
神奈川	平成 30 年 ４月 26 日	印刷回路基板	部品差し	２本のリード線について行うもの	１個につき　99 銭 （1,112 円） 948÷1,112×99＝84.40…
兵庫	平成 18 年 ３月 10 日	印刷回路基盤	部品の差し	２端子（足）の部品について行うもの	１個につき　92 銭 （1,001 円） 948÷1,001×92＝87.13…
広島	平成 15 年 ５月 24 日	基板	部品の挿入	２本のリード線について行うもの	１個につき　52 銭 （970 円） 948÷970×52＝50.82…

4－1　自動車用ワイヤーハーネス　コネクター差し

工　程	規　格	金　額
コネクター差し（電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう）	長さが 50cm を超え２m 以下の電線について行うもの	１ピンにつき　46 銭

他都県の現状

都県	発効	品目	工　程	規　格	金　額（県最低賃金）
青森	令和５年５月１日	コネクター	差し（コンタクトをインシュレータに差し込むことをいう）	１端子ごとに差すもの	１端子につき　28.45 銭（898 円） 948÷898×28.45＝30.03…
岩手	令和３年６月１日	ワイヤーハーネス	コネクター端子差し（電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。）	自動車用で、電線の長さが２m 以下のもの	１端子につき　37 銭（893 円） 948÷893×37＝39.28…
宮城	令和４年４月 15 日	コネクター	差し（コネクター指定の位置に、シールド線又はリード線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。）	シールド線について行うもの	１ピンにつき 53 銭（923 円） 948÷923×53＝54.44…
				リード線について行うもの	１ピンにつき 41 銭 948÷923×41＝42.11…
福島	令和２年９月１日	コネクター差し	電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう		１端子につき　32 銭（900 円） 948÷900×32＝33.71…
栃木	令和３年４月 20 日	コネクター	差し（電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。）	リード線について行うもの	１ピンにつき 46 銭（954 円） 948÷954×46＝45.71…

都県	発効	品目	工　程	規　格	金　額（県最低賃金）
群馬	平成25年 5月15日	コネクター	差し（コネクターの色別指定の位置にリード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。）	２ピン以上１０ピン以下のもの	１ピンにつき58銭 （935円） 948÷935×58＝58.81…
東京	令和４年 12月24日	コネクター	差し（リード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。）		１端子につき　83銭 （1,113円） 948÷1,113×83＝70.70…
神奈川	平成30年 ４月26日	コネクター	差し（コネクターの指定の位置にリード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう）	リード線について行うもの	１か所につき58銭 （1,112円） 948÷1,112×58＝49.45…
				１しんのシールド線について行うもの	１か所につき63銭 948÷1,112×63＝53.71…
				２しんのシールド線について行うもの	１か所につき66銭 948÷1,112×66＝56.27…
富山	令和５年 ４月28日	コネクター	差し（電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう）		１端子につき30銭 （948円） 948÷948×30＝30.00
山梨	令和５年 ４月22日	コネクター	差し（リード線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう）		１端子につき56銭 （938円） 948÷938×56＝56.60…

都県	発効	品目	工　程	規　格	金　額（県最低賃金）
兵庫	平成18年 3月10日	ワイヤーハーネス（リードコネクター）	ハウジング入れ（カプラー差し）	50cm以下の電線について行うもの	1端子につき51銭 （1,001円） 948÷1,001×51＝48.30…
				50cmを超える電線について行うもの	1端子につき56銭 948÷1,001×56＝53.03…
島根	平成15年 7月6日	ワイヤーハーネス	差し（カプラーの指定の位置に電線の端末に取付けられた端子を差し込むことをいう。）	長さが50cmを超え2m以下の電線について行うもの	1端子につき40銭 （904円） 948÷904×40＝41.95…
広島	平成15年 5月24日	ワイヤーハーネス	コネクターの挿入（コネクターの指定の位置にリード線の端末に取り付けられた端子を差し込むものをいう。）	自動車用で長さが1500mm以下の電線について行うもの	1か所につき41銭 （970円） 948÷970×41＝40.07…
				自動車用で、長さが1500mmを超える電線について行うもの	1か所につき47銭 948÷970×47＝45.93…
				自動車用以外の電線について行うもの	1か所につき29銭 948÷970×29＝28.34…
熊本	令和5年 4月22日	ワイヤーハーネス	カプラー差し（電線の端末に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。）	50cmを超え2m以下の電線について行うもの	1本につき55銭 （898円） 948÷898×55＝58.06…
大分	平成12年 9月15日	ワイヤーハーネス	カプラー差し （カプラーに電線の端末に取り付けられた端子を差し込む。）	長さが50cmを超え、2m以下の電線について行うもの	1本につき52銭 （899円） 948÷899×52＝54.83…

都県	発効	品目	工　程	規　格	金　額（県最低賃金）
鹿児島	令和４年12月22日	ワイヤーハーネス	カプラー差し （電線の端末に取り付けられている端子をカプラーに差し込む作業）	50cm を超え 2m 以下の電線について行うもの	50 銭 （897 円） 948÷897×50＝52.84…

４－２ 自動車用ワイヤーハーネス　チューブ通し

工　程	規　格	金　額
チューブ通し(電線の被覆を保護するため丸チューブを電線の端から差し入れることをいう)	長さが 50cm を超え１m 以下のチューブについて行うもの	１本につき　59 銭

他都県の現状

県	発効	品目	工　程	規　格	金　額（県最低賃金）
岩手	令和３年６月１日	ワイヤーハーネス	チューブ通し（電線の被覆を保護するため電線を丸チューブに通し入れることをいう。）	自動車用で、チューブの長さが50cm以下のもの	チューブ１本につき58銭 （893円） 948÷893×58＝61.57…